

第二百十九回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第二百十九回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百十九回国会

七三件

七三件

所管府省別目次

(第二百十九回国会請願)

一、法務省	一
一、厚生労働省	三

<p>法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願（第三五〇号）</p> <p>同（第三九二号）</p> <p>同（第三九三号）</p> <p>同（第三九四号）</p> <p>同（第四七一号）</p> <p>同（第四七二号）</p> <p>同（第四七三号）</p> <p>同（第四七四号）</p> <p>同（第四七五号）</p> <p>同（第五六八号）</p> <p>同（第五六九号）</p> <p>同（第五七〇号）</p> <p>同（第五七一号）</p> <p>同（第五七二号）</p> <p>同（第五七三号）</p> <p>同（第五七四号）</p> <p>同（第五七五号）</p>	<p>件名</p>
<p>法務省</p>	<p>主な所管府省</p>
<p>法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に応えられるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>件名</p>	<p>介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善に関する請願（第三六二号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一及び二 介護分野における処遇改善については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和七年十一月二十一日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、「他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和八年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和七年度補正予算において、初めての対応として介護支援専門員を含め、介護分野の職員の賃上げ等に向けた支援を盛り込んだところである。</p> <p>さらに、令和八年度介護報酬改定においても、介護職員のみならず、介護支援専門員を含む介護従事者を対象に月一万円相当の賃上げを実現する措置を実施することとし、この措置を実施するため、令和八年度介護報酬改定から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護支援専門員を含む介護従事者に拡大するとともに、これまで処遇改善加算の対象外であった居宅介護支援及び介護予防支援について、新たに処遇改善加算を設けたところである。</p> <p>まずは、今般の措置を通じて、介護支援専門員を含む介護</p>

	件名
	主な所管府省
<p>分野の職員について、他職種と遜色のない処遇改善に向けて取り組んでいく。</p> <p>三 障害福祉分野における処遇改善については、経済対策において、「介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和七年度補正予算において、初めての対応として相談支援専門員を含め、障害福祉分野の職員の賃上げ等に向けた支援を盛り込んだところである。</p> <p>さらに、令和八年度障害福祉サービス等報酬改定においても、福祉・介護職員のみならず、相談支援専門員を含む障害福祉従事者を対象に月一万円相当の賃上げを実現する措置を実施することとし、この措置を実施するため、令和八年度障害福祉サービス等報酬改定から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから相談支援専門員を含む障害福祉従事者に拡大するとともに、これまで処遇改善加算の対象外であった計画相談支援等について、新たに処遇改善加算を設けたところである。</p> <p>まずは、今般の措置を通じて、相談支援専門員を含む障害福祉分野の職員について、他職種と遜色のない処遇改善に向</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>件名</p>	<p>筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を 求めることに関する請願（第三六三号） 同（第三六四号） 同（第三六五号） 同（第三六六号） 同（第三六七号） 同（第三六八号） 同（第三六九号） 同（第三七〇号） 同（第三七〇号） 同（第四三〇号） 同（第四三一号） 同（第四三二号） 同（第四三三号） 同（第四三四号） 同（第四三五号） 同（第四三六号） 同（第四三七号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>けて取り組んでいく。</p> <p>一 令和五年度厚生労働行政推進調査事業費補助金による「新型コロナウイルス感染症による医学・医療・健康に与えた中長期的影響の調査研究―今後の保健・医療体制整備の観点から―」において、神経免疫の専門家の助言を受けて作成されたアンケートによる実態調査を実施し、新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下「ME／CF S」という。）の関係性に関する研究が実施されている。</p> <p>この研究も含め、新型コロナウイルス感染症の罹（り）患後症状とME／CF Sの関係性については、これまで複数の研究が行われていると承知しているが、現在においても研究結果が一致しない状態であり、どのように扱うかを含めて更なる検討が必要である。</p> <p>二 ME／CF Sについては、これまで、病態の解明や客観的診断基準の確立に向けた研究を実施してきたところであり、神経系又は免疫系の機能に異常が生じる疾患であることが疑われ、様々な画像診断やバイオマーカーの研究を進めているが、いまだ病態の解明や客観的診断基準の確立には至って</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第四三八号) 同(第四三九号) 同(第四四〇号) 同(第四四一号) 同(第四四二号) 同(第四四三号) 同(第四四四号) 同(第四四五号) 同(第四四六号) 同(第四四七号) 同(第四四八号) 同(第五三〇号) 同(第五三一号) 同(第五三二号) 同(第五三三号) 同(第五三四号) 同(第五三五号) 同(第五三六号) 同(第五三七号)		<p>いないと認識している。</p> <p>令和七年度から令和九年度までの厚生労働科学研究では、神経免疫学的病態理解に基づくME/CFSの客観的診断法及び診断基準案作成に資するエビデンスの創出を目的とした研究を行っており、引き続き、必要な予算を確保しつつ、神経免疫学などの専門家の知見を踏まえながら、ME/CFSの病態解明や客観的診断基準の確立に向けた研究を支援してまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>同(第六二二号) 同(第六二三号) 同(第六二四号) 同(第六二五号) 同(第六二六号) 同(第六九〇号) 同(第六九一号) 同(第七六一号) 同(第七六二号) 同(第七六三号) 同(第七六四号) 同(第七六五号) 同(第七六六号) 同(第七九四号) 同(第七九五号)</p> <p>国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(第五一三号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 腎臓病の早期発見と重症化予防については、政府としては、平成三十年七月に腎疾患対策検討会で取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、総合的な腎疾患対策を实</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>施している。具体的には、令和五年十月には、「腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会」において「腎疾患対策検討会報告書（平成三十年七月）に係る取組の中間評価と今後の取組について」を取りまとめ、二人主治医制や慢性腎臓病の早期発見に関する啓発活動の推進等、各都道府県の腎疾患対策の強化等について一定の評価を得たところである。</p> <p>これも踏まえ、現在、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業において、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及や対策に必要な人材育成等を引き続き推進するとともに、慢性腎臓病の重症化予防のための診療体制の構築や、多職種連携による療養指導等を行うためのモデル事業を実施しているところである。</p> <p>くわえて、普及啓発については、腎疾患政策研究事業において、慢性腎臓病の正しい知識の普及に資する啓発資料を開発し、研究班の公式ホームページで無料公開している。さらに、令和六年度に、関連学会の監修の下、腎臓専門医・腎臓専門医療機関への紹介基準を示したリーフレットを作成し、公益社団法人日本医師会や一般社団法人日本腎臓学会を通じ</p>	

	件名
	主な所管府省
<p>て広く周知した。</p> <p>また、世界腎臓デー（三月第二木曜日）に合わせ、厚生労働省ではXやYouTubeで慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発を行った上、各都道府県に対しても積極的な腎疾患対策に係る普及啓発の協力を依頼する事務連絡を发出したところである。</p> <p>引き続き、腎疾患対策の推進に必要な取組を行ってまいりたい。</p> <p>二 腎疾患政策研究事業において、慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究を行い、実態調査や得られたエビデンスから、多職種連携指導に係る手引きを作成するとともに、令和六年度診療報酬改定において、多職種が連携した生活習慣に関する指導を行った場合の評価を行う慢性腎臓病透析予防指導管理料を新設した。</p> <p>また、慢性腎臓病患者の治療と仕事の両立を支援するため「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」を作成した。</p> <p>緩和ケアについては、腎不全患者に対する緩和ケア等を総</p>	請願に対する処理要領

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>合的に推進することを目的とし、令和七年度補正予算及び令和八年度予算において、腎不全患者に対する緩和ケア等の総合推進事業に係る経費を計上しているところである。</p> <p>三 介護保険施設のうち、特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応については、令和六年度介護報酬改定において、透析が必要な者の受入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であつて、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月十二回以上の送迎を行った場合において評価する新たな加算を設けている。通院送迎の実態については、協力医療機関等に関する改定検証調査において、付添い・送迎者、送迎方法及び一人一月当たりの送迎平均回数を確認する調査を実施しているところであり、介護保険施設における透析治療が必要な方への支援については、これらの調査結果を踏まえつつ、関係者の意見も伺いながら、引き続き、次期介護報酬改定に向けて検討を進めてまいりたい。</p> <p>四 地域における移動手段として透析患者が利用できる移動手段の確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>等が中心となつて様々な事業が行われているほか、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、介護保険制度又は障害福祉制度により、居宅から医療機関に通院する際に、ヘルパーによる介助等のサービスを受けることが可能である。</p> <p>また、透析患者等を始め障害を有する等により単独での移動が困難である者については、タクシー・福祉タクシーに加え、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて実施する福祉有償運送も利用できるよう、地域における移動手段の確保に向けた取組を推進してまいりたい。</p> <p>五 高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、透析医療を含む医療提供体制を確保するため、都道府県を中心として、医療計画等に基づき、地域の実情に応じて、医師、看護師、臨床工学技士等の医療従事者の確保に向けた取組が進められており、政府においては、地域医療介護総合確保基金により財政支援を行っている。</p> <p>医療従事者を確保しにくい地域における透析医療については、腎疾患政策研究事業において、現状の把握や、遠隔医療の利用を含めた対応事例の収集を目的とした調査を行う</p>	

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>六 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図っている。令和六年能登半島地震においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めている。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、災害時や感染症流行下にも対応可能な慢性腎臓病の診療体制の確保等に資する研究を行っている。</p> <p>なお、大規模地震時医療活動訓練において、公益社団法人日本透析医学会と協力しながら、透析医療機関の被害を想定した避難・搬送のシミュレーション等の訓練を実施している。令和七年度は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における重点受援県を中心とした被災を想定した訓練を行った。</p> <p>七 腎臓移植を含めた臓器移植の推進については、臓器あつせ</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>ん機関と連携したSNSでの発信並びに全国の中学校へのパンフレットの配布及び授業でのパンフレットの活用の働きかけ等、国民の臓器提供の意思表示に繋がるような普及啓発を実施している。また、臓器提供を希望する方の意思が反映されるよう、臓器提供施設、臓器あつせん機関及び移植実施施設のそれぞれが十分に機能を發揮していくために、臓器移植体制の見直しを進めており、引き続き、これらの取組を通じて、臓器移植の推進に努めてまいりたい。</p> <p>再生医療については、令和八年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進及び実用化に資するよう、引き続き、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>